

野生イノシシにおける豚熱及びアフリカ豚熱対策

令和5年4月20日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
野生動物対策班

1. 野生イノシシでの豚熱・アフリカ豚熱対策の概要

1 基本対策

(1) サーベイランスの実施 <豚熱・アフリカ豚熱>

- ・感染状況の把握は、経口ワクチン・捕獲強化など野生イノシシにおける豚熱対策の検討に必須
- ・飼養豚における対策に必須

(2) 捕獲の強化 <豚熱・アフリカ豚熱>

- ・密度低下により、感染拡大を抑制
- ・感染野生イノシシの絶対数抑制することで、農場への感染拡大リスクを低下

(3) 経口ワクチン散布 <豚熱>

- ・免疫を獲得させるこにより、感染地域内における抑制・感染地域拡大の抑制

(4) 感染防止のための周知等の推進 <豚熱・アフリカ豚熱>

- ・狩猟関係者・市民に向けた対策の周知推進

2 アフリカ豚熱の国内侵入に備えた初動対応の強化

2. 令和4年度の野生イノシシの豚熱・アフリカ豚熱対策の取組状況について

取組		取組状況
サーベイ ランス関係	検査の推進 (各県へのヒアリング、 キャラバンの実施)	・集中サーベイランスの実施、本省の各県訪問による意見交換、九州農政局による各県キャラバンの実施等により検査を推進。 ・検査目標数（299頭以上/年）の達成県が、 令和3年9月末時点：17県→令和5年3月時点：31県に増加。 ・特に、中国四国地方・九州地方等において、検査数が拡大。 ・前年同期（9～3月中旬）に比べ、検査数が1.3倍に増加(11,740→15,035)。
	豚熱陽性確認区域 におけるジビエ利用の 手引き改正	・豚熱陽性確認区域における野生イノシシのジビエの利用については、感染状況が改善され、非感染個体を前提として捕獲可能な地域で捕獲され、かつ、サーベイランス計画の対象個体に限定。 ・サーベイランス計画対象外の個体についても遺伝子検査陰性により流通可能と、ジビエ利用の手引きに記載（令和5年4月3日通知）。
	識別qPCRのキット化	・野外株と経口ワクチン株の鑑別が各県で可能になる識別qPCRについて、本年3月22日にキットが発売。各県での導入の負担の軽減。
	集中サーベイランス の実施	・令和4年3月の山口県における豚熱陽性イノシシの確認を受け、同年3月から同年5月にかけて中国地方、福岡、大分県7県の集中サーベイランスを実施。 ・集中サーベイランスを機に検査数が上昇し、令和4年9月末時点で、集中サーベイランスを行った全ての県で検査目標を達成。
	新たな野生イノシシ 検査マップのHP公開	・野生イノシシの豚熱検査結果等について、web上で生産者自らの農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報を公開（令和4年4月公開）。

取組		取組状況
経口ワクチン関係	経口ワクチン散布	・令和5年3月23日現在、36都府県で経口ワクチンの散布を実施。 ・令和4年度は、東北、中国四国地方の8県で新たに散布を開始。
	経口ワクチン散布手法の具体化	・高知県において専門家とともに経口ワクチン散布の演習を実施。散布に係る具体的な知見の収集(令和4年7月実施)。 ・R4年度末に改定された「豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針」には、養豚場への感染リスクを低減をする旨が示されたところ。養豚場周囲での散布、また、感染確認初期の散布の考え方について、具体的に経口ワクチン野外散布指針に記載（令和5年3月31日通知）。
	福岡県、大分県での経口ワクチン散布に向けた体制整備	・令和4年3月の山口県及び広島県での野生イノシシ豚熱の感染確認に伴い、福岡県、大分県については、散布に向けた県協議会等の設立等の体制整備について要請されたところ。 ・令和4年度2県を訪問し、その整備について意見交換。 ・大分県については、本年3月20日に県協議会が設立。
	経口ワクチンの緊急散布	・令和4年3月の山口県での野生イノシシでの豚熱確認を受け、野生イノシシ専門家の協力の下、令和4年4月に山口県で経口ワクチン散布の緊急散布を実施。

取組	取組状況
感染防止のための周知等の推進	一般の方（山林作業、観光客、外国人）に向けた広報について ・第61回農林水産祭・実りのフェスティバルの<u>政府特別展示として、野生イノシシの豚熱対策を出展</u>（昨年11月11日～12日）。 ・地全協事業により<u>外国人向けに対策の注意喚起をした多言語での小冊子、ポスター、デジタルサイネージ、パンフレットを作成</u>し、都道府県等に配布（本年1月）。また、デジタルサイネージ広告を高速道路SA等で実施（本年1月～2月）。
	狩猟者等への感染拡大防止対策の周知 ・地全協事業により<u>狩猟者向けの映像資料、漫画資料を作成し、各都道府県等に配布</u>（本年3月配布）。 ・農村振興局及び環境省と連携し、狩猟者が取り組みやすい洗浄・消毒方法を平易に記載したチラシを作成。 ・日猟会報（全国約10万人が所属する大日本猟友会作成の会報）への寄稿、農村振興局による全国説明会での使用、環境省による「狩猟者登録証」交付時等の配布等、様々な機会にチラシを活用した周知を実施。
	効果的な対策推進のための取組 ・筑波山における「<u>ナッジ手法</u>」を導入した<u>感染拡大防止対策の検証</u>により、<u>市民を対象とした行動変容の取組</u>を実施（令和4年度後期実施）。 ・狩猟者等を対象とする交差汚染防止対策の進め方を検討するため、昨年6月に全国実態調査を実施（昨年6月末に速報版共有）。 ・市民等に向けた更なる対策推進のため予算措置（令和4年度補正予算）。
アフリカ豚熱初動対応関係	野生イノシシのアフリカ豚熱対策に関する基本方針作成 ・令和3年12月に実施した<u>野生イノシシの死体の処理等の防疫作業に関する実地演習等</u>をもとに、野生イノシシのアフリカ豚熱対策に関する基本方針案を作成。 ・令和5年度中のマニュアル作成に向け、昨年12月に<u>都道府県に基本方針案を提示</u>。本年2月15日まで、都道府県に意見照会を実施。 ・緊急体制整備事業として、防疫体制の整備、各県における実地演習を予算措置（令和4年度補正予算）。 ・死体処理方法等の科学的検証として、令和5年度以降、緊急実証研究の実施（令和5年度レギュラトリーサイエンス事業）。

3. 野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランス

直近1か月のサーベイランス検査状



PCR検査

- PCR陽性
- PCR陰性

直近6か月のサーベイランス検査状



PCR検査

- PCR陽性
- PCR陰性

3. 野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランス

野生イノシシのサーベイランス

○ 平成30年9月から全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始。

※ 農水省がR3年度以降に最低限必要と通知している検査水準：1 県当たり299頭／年

 ：検査数が299頭以上

 ：検査数が299頭以上かつ陽性数が0

＜令和3年9月30日時点から過去1年の検査数＞、＜令和4年9月30日時点から過去1年の検査数＞、
 ＜令和5年3月15日時点から過去1年の検査数＞の比較

(カッコ内は陽性率)

	R2.10.1～ R3.9.31	R3.10.1～ R4.9.30	R4.3.16～ R5.3.15	増減
北海道	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0
青森	5(0%)	7(0%)	8(0.0%)	3
岩手	313(0%)	518(14.9%)	419(22.4%)	106
宮城	230(12.6%)	466(24.5%)	328(14.6%)	98
秋田	42(0%)	43(4.7%)	54(13.0%)	12
山形	220(7.3%)	286(37.1%)	280(5.0%)	60
福島	302(7.3%)	161(22.4%)	150(17.3%)	-152
茨城	819(12.5%)	947(6.5%)	1139(7.5%)	320
栃木	565(9.2%)	486(11.5%)	617(6.2%)	45
群馬	883(7.6%)	825(4.1%)	949(3.6%)	66
埼玉	449(1.8%)	680(1%)	771(2.9%)	322
千葉	65(0%)	153(0%)	270(0.0%)	205
東京	56(7.1%)	143(0%)	127(0.0%)	71
神奈川	566(6.7%)	453(9.9%)	376(10.4%)	-190
新潟	205(15.1%)	243(2.5%)	222(2.7%)	17
富山	330(0.6%)	535(1.1%)	597(1.2%)	267
石川	239(5.4%)	489(2.7%)	659(2.9%)	420
福井	498(15.3%)	336(2.7%)	365(1.9%)	-133
山梨	187(17.6%)	208(0.5%)	211(0.5%)	24
長野	692(3.5%)	972(0.2%)	920(0.2%)	228
岐阜	2122(0.7%)	2376(1.6%)	2649(3.9%)	527
静岡	2675(2.8%)	3262(3%)	3733(3.1%)	1058
愛知	787(0.1%)	1131(1.4%)	904(3.1%)	117
三重	3003(10.8%)	3717(4.9%)	4748(3.2%)	1745

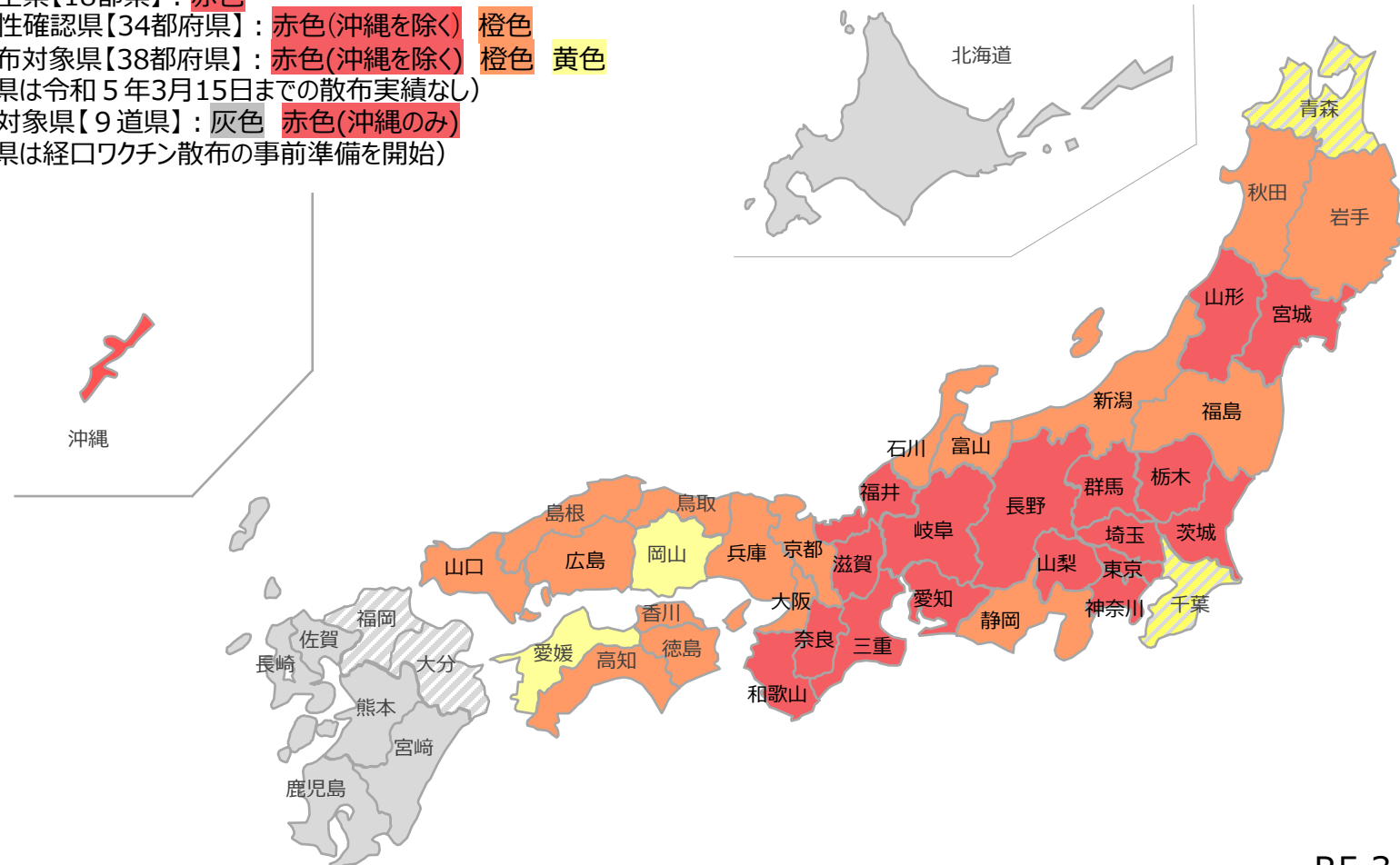
	R2.10.1～ R3.9.31	R3.10.1～ R4.9.30	R4.3.16～ R5.3.15	増減
滋賀	473(7.4%)	386(10.6%)	524(5.9%)	51
京都	267(31.8%)	76(36.8%)	51(13.7%)	-216
大阪	25(60%)	13(30.8%)	64(0.0%)	39
兵庫	496(8.9%)	506(19.2%)	689(11.2%)	193
奈良	138(28.3%)	162(0.6%)	211(1.4%)	73
和歌山	387(26.6%)	288(11.8%)	293(1.4%)	-94
鳥取	215(0%)	323(0%)	380(0.8%)	165
島根	130(0%)	340(3.5%)	397(13.4%)	267
岡山	49(0%)	459(0%)	546(0.0%)	497
広島	90(0%)	334(1.5%)	344(5.2%)	254
山口	8(0%)	374(10.7%)	316(18.7%)	308
徳島	20(0%)	249(4.8%)	304(8.6%)	284
香川	143(0%)	498(0%)	343(0.6%)	200
愛媛	172(0%)	328(0%)	355(0.0%)	183
高知	42(0%)	238(0.4%)	299(3.0%)	257
福岡	53(0%)	502(0%)	619(0.0%)	566
佐賀	12(0%)	148(0%)	349(0.0%)	337
長崎	45(0%)	157(0%)	307(0.0%)	262
熊本	61(0%)	210(0%)	255(0.0%)	194
大分	66(0%)	346(0%)	335(0.0%)	269
宮崎	56(0%)	332(0%)	266(0.0%)	210
鹿児島	22(0%)	353(0%)	302(0.0%)	280
沖縄	8(0%)	10(0%)	65(0.0%)	57
合計	18231(6.9%)	25069(4.7%)	28103(4.1%)	9872

- **令和3年度9月以降、各県へのヒアリングや対面会談等を実施し、サーベイランス検査数の増加を促進**
 過去1年の検査数を令和3年9月末と直近で比較すると299頭以上に達している県が17県から31県に増加

4. 経口ワクチンの散布体制

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- これまでに豚熱陽性が確認されている県（沖縄県を除く）及びその隣接県等38都府県のうち、青森県を除く37都府県で経口ワクチン散布のための県協議会が設立され、千葉県を除く36都府県で散布を実施。
- 福岡県及び大分県では、経口ワクチン散布に向けた県協議会の設立等の体制整備に着手。

飼養豚陽性発生県【18都県】：赤色
野生イノシシ陽性確認県【34都府県】：赤色(沖縄を除く) 橙色
経口ワクチン散布対象県【38都府県】：赤色(沖縄を除く) 橙色 黄色
（うち斜線の県は令和5年3月15日までの散布実績なし）
経口ワクチン未対象県【9道県】：灰色 赤色(沖縄のみ)
（うち斜線の県は経口ワクチン散布の事前準備を開始）



5. 感染防止のための周知等の推進

(1) 令和4年度アフリカ豚熱及び豚熱の交差汚染防止緊急対策事業（地全協）

山口県の野生イノシシで確認された豚熱ウイルスの遺伝子解析の結果、紀伊半島東部で確認されているウイルスと近縁であることが確認された。野生イノシシにおける豚熱の遠隔地への拡大については、野生イノシシだけでなく、捕獲・狩猟従事者といった人や物を介した運搬による拡大が疑われる状況である。

一方、アフリカ豚熱については、日本の近隣の国・地域では、台湾のみが侵入しておらず、水際対策は100%ではないことから、海外との人流の回復とともに侵入リスクが高まってくるものと考えている。

海外では、飼養豚より先に野生イノシシでのアフリカ豚熱の感染が確認されていることから、捕獲・狩猟従事者における実行可能な交差汚染防止対策を具体的に周知するとともに、外国人等の旅行者への注意喚起の強化を行い、野生イノシシにおけるアフリカ豚熱及び豚熱の交差汚染防止対策を推進する。

○事業実施主体：公益社団法人中央畜産会

○事業期間：令和4年9月～令和5年3月

1. 外国人向け資料

デジタルサイネージデータ、冊子、ポスターを作成し、都道府県等に配布
英語、韓国語、中国語（繁体・簡体）、タガログ語、ベトナム語に対応

○デジタルサイネージ広告

NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本のSA/PA47カ所（81台）で実施。

実施期間：令和5年1月16日（月）から令和5年2月15日（木）まで

実施県：福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県

○ホテルサンプリング広告

外国人の宿泊者を対象に交差汚染防止の注意事項をとりまとめた冊子を21施設で配布。

配布部数：5千部、実施期間：令和5年1月20日（金）から2月24（金）日まで

実施県：埼玉県、東京都、大阪府、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県



九州道（宮原SA）：NEXCO西日本提供

2. 狩猟者向け資料

○映像資料

都道府県や県猟友会等にDVDで配布。

配布時期：令和5年3月

○冊子資料（マンガ）

都道府県や県猟友会等に冊子で配布。

配布時期：令和5年3月から配布中



映像資料：DVDジャケット

動画本編

https://youtu.be/s_slQo5Qhh8



ダイジェスト版

<https://youtu.be/pMklbMKnts>



Youtubeで公開中



仙台空港でのキャンペーンで活用

(2) ナッジ手法を活用した野生動物対策の検証（令和4年度食料・農業・農村基本政策企画調査委託事業）

○事業概要

登山等で入山する市民におけるナッジ手法を活用したアフリカ豚熱の交差汚染防止の取組の有効性を実証する。

○成果の概要

交差汚染防止対策として、登山道の出入口に泥落としマット及び消毒マットを併用（以下「靴底マット」という。）として設置し、ナッジ資材としてポスター及び足跡マーク等を導入した場合、意識的な靴底マットの利用が22%～33%向上し、ナッジ手法の有効性が確認された。

地域におけるポスター等の既存資材を活用した取組を推進するとともに全国的なアフリカ豚熱対策の理解醸成の取組を実施する。

< 背景及び目的 >

野生イノシシへのアフリカ豚熱の侵入は、畜産業のみならず、地域産業に甚大な影響を与えることから、狩猟や林業関係者のみならず、登山等で入山する市民における靴底洗浄や消毒等の交差汚染防止対策が重要課題となっている。

市民における交差汚染防止対策は行動の変容を促すものであるため、早期の導入が可能であり、低コストで実施できるナッジを活用した新たな政策手法の有効性を実証することを目的とする。

< 調査結果及び成果物の内容 >

<実施内容>

調査地として筑波山を選定し、登山客や交通機関等に対するアンケート・聞き取り調査によりボトルネックや人流・アクセス方法を把握、防疫ポイントと資材（靴底マット）の設定、ナッジ手法を用いた交差汚染防止対策の有効性の検証を実施。

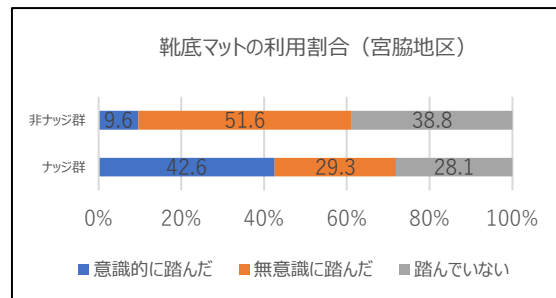
※地域の関係者からなる会合に参加し、実証の合意形成を図り外部有識者による助言・評価を得て実施。

<成果>

アフリカ豚熱の認知度は15%であったが、筑波山への来訪頻度が高いほど、交差汚染防止対策への協力意識が高まる傾向。

交差汚染防止対策について、非ナッジ群に対し、ナッジ群では意識的な靴底マットの利用が22%～33%向上し、ナッジ手法の有効性を確認。

※地域の関係者からなる会合に参加することにより、当初計画のゴミ箱の設置ではなく、靴底マット中心の対策を採用。



< 成果の活用予定 >

1. 本事業の成果の活用

- ①実績報告書（3月末：当省HP公表済）
- ②第4回野生イノシシ豚熱対策検討会（3月24日：有識者等による評価）
- ③令和5年度全国家畜衛生主任者会議（4月20日：都府県における既存資材の活用による取組推進）



既存資料例：外国人向け（英語）

2. 今後の展開

① 令和5年度

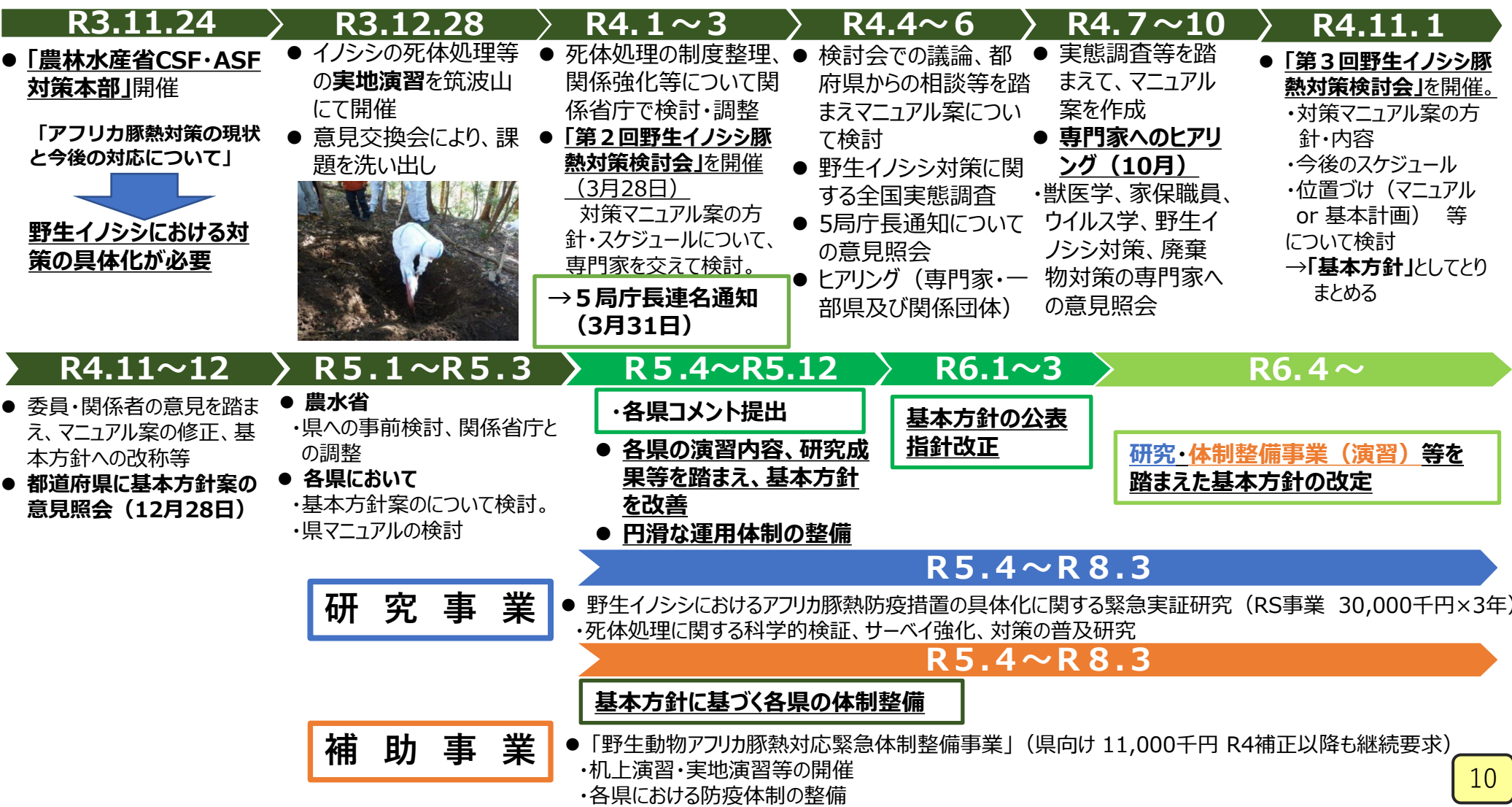
野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築委託事業（R4補正）において、ナッジ手法の考え方を導入し、市民を対象とした全国的なアフリカ豚熱対策の理解醸成の取組を実施。

② 令和6年度

野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業について、所用の見直し等を図り予算要求の方針。

6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定（基本方針の策定、研究、体制整備）

- 第2回野生イノシシ豚熱対策検討会（R4.3）で審議された方針に基づき、「**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針**」を整備。
- 研究事業（RS事業30,000千円×3年）及び補助事業（県向け体制整備 11,000千円 R4補正以降も継続要求）
- 緊急事態においては、公表前であっても、案に基づく具体的措置の実施を想定。



7. 令和5年度 補助・委託事業

(1) 野生動物を対象とした豚熱・アフリカ豚熱対策関連事業について

	令和4年度	令和5年度
サーベイランス	当初 消費・安全対策推進交付金（野生動物の対策強化） 補正 消費・安全対策推進交付金（野生動物の対策強化）	消費・安全対策推進交付金（野生動物の対策強化） 当初 消費・安全対策推進交付金（野生動物の対策強化）
経口ワクチン	ALIC 野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業	ALIC 養豚経営安定対策補完事業のうち 野外環境リスク低減対策 〔経口ワクチンの導入・保管に限定して執行〕 新規事業 経口ワクチン散布技術効率化事業：仮称 〔経口ワクチンの散布及び選定技術実証等を想定〕 ※経口ワクチン国産化の取組は畜水産安全課で措置
アフリカ豚熱を想定した対応	補正 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 （人材の育成・強化）	野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 （人材の育成・強化） ※アフリカ豚熱の防疫措置に係る実証研究の実施を調整中
市民等を対象とした周知活動（広報）	当初 令和4年度食料・農業・農村基本政策企画調査委託事業 （ナッジ手法を活用した野生動物対策の検証） 補正 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 （情報発信の強化） 地全協 令和4年度アフリカ豚熱及び豚熱の 交差汚染防止緊急対策事業	野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業 （情報発信の強化）

(2) 令和5年度の経口ワクチンの散布について

- 東北、中国四国地方での豚熱陽性確認事例の推移等を踏まえて、経口ワクチンの散布量の拡大を図るとともに、散布対象地域の拡大に向けた検討を開始
- 散布体制未整備県における豚熱陽性確認時の経口ワクチン散布の即応化に向けた体制整備の推進・加速化（速やかに県協議会を設立するとともに、陽性確認時には1か月以内に散布を実施できるよう体制整備）
- 道路や河川などを活用するとともに農場の立地や陽性個体の発生状況を踏まえた高効率な散布地点・散布方法の確立に向けた取組を推進
（中長期的な観点からエビデンスの質の向上、労働力減少への対応が必要）

	令和4年度	令和5年度	備考
購入	野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業 (10.5億円)	養豚経営安定対策補完事業のうち野外 環境リスク低減対策(12.9億円の内数)	● 令和5年度は経口ワクチンの購入・ 保管に限定して運用
散布		新規事業(10.7億円×3年を想定)	● 新規事業は、散布地点・散布方法 選定の差異による効果への影響を 調査・分析するために実施
散布地点・散布方法の 選定技術の検証及び普及		—	● 併せて、東北、中国四国での散布 強化及び未散布県での散布も視野 に運用 ● 散布地点・散布方法の選定を実証 するとともに成果を普及・定着

令和5年度の経口ワクチン確保見込み
164万個（最大）

R4年度からの繰越（想定）
60万個

+

R5年度の購入（最大）
104万個

令和5年度の経口ワクチン散布可能量見込み

経口ワクチンの散布はR6年度に60万個を
繰り越したとしても104万個の散布が可能

スケジュール

- ①要望調査（事業費・経口ワクチン数量）・・・1月30日～2月15日
- ②事業実施要領（案）・・・2月22日
- ③配分計画の内示（事業費・経口ワクチン数量）・・・3月2日
- ④事業実施要領、配分計画の確定・・・4月下旬予定

(3) 検査推進等

家畜衛生の推進（ソフト）

【令和5年度予算概算決定額 2,006（2,041）百万円の内数】
（令和4年度補正予算額 256百万円の内数）

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策促進**の取組を進めます。

<事業目標>

家畜伝染病のまん延防止措置が適切に実施されていないためにまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の 内容>

1. 監視体制の整備

家畜疾病の検査制度を向上し、検査の信頼性を確保するため、外部精度管理調査の受検、**検査機器の整備**、校正等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病的発生予防

- ① 地域が一体となった**防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上**の取組を支援します。
- ② 勉強会の開催、ICTを活用した農場の要改善箇所の確認点検等により地域自ら飼養衛生管理を強化するなど**自衛防疫を強化する取組を支援**します。

3. 家畜の伝染性疾病的まん延防止

- ① 地域で課題となっている**生産性を低下させる疾病**について、関係者が一体となった**衛生対策の仕組みづくり等**を支援します。
- ② **家畜の伝染性疾病的発生時に備え**、地域における埋却予定地の事前調査を含む**防疫演習について支援**します。

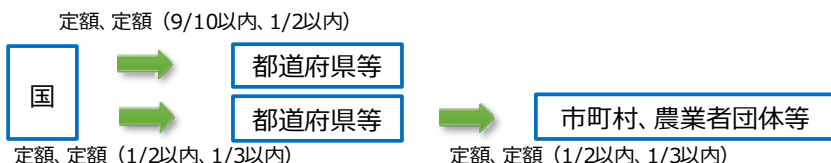
4. 畜産物の安全性向上

生産段階におけるHACCPの考え方を採り入れた**飼養衛生管理（農場HACCP）の普及・定着等**を支援します。

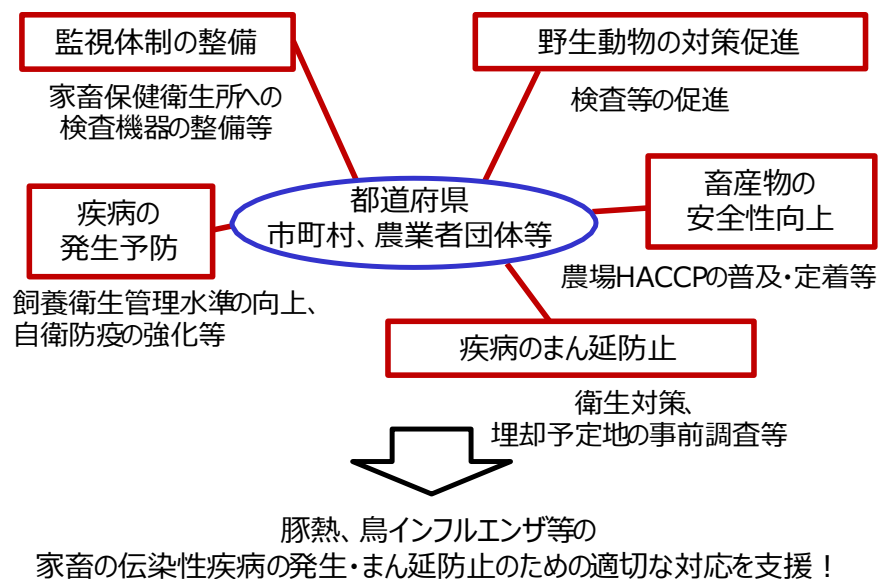
5. 野生動物の対策強化

野生動物におけるアフリカ豚熱及び豚熱の浸潤状況調査に係る**野生動物の検査の促進等**を図るための取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

(4) 令和5年度における野生イノシシのアフリカ豚熱対策の理解醸成に向けた取組について

令和4年度食料・農業・農村基本政策企画調査委託事業（ナッジ手法を活用した野生動物対策の検証）において得られたアフリカ豚熱の認知度等の結果や知見を踏まえ、野生イノシシの生息域にハイキングやバーベキュー、山菜採り等で立ち入る**市民等を対象とした全国的なアフリカ豚熱対策の理解醸成**を図るため、ナッジ手法の考え方を導入し、**市民の行動変容をも視野に入れた取組**を野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業（情報発信の強化（R4補正））により実施する。

○事業実施主体：選定中

○事業期間：令和5年4月（契約締結日以降）～令和6年3月15日（金）

※現時点においては、事業実施主体を選定中のため、以下の内容等は確定したものではありません。また、その他情勢の変化等により内容を変更する場合があります。

1. 事業推進委員会

本委託事業の実行において、情報の正確性や妥当性等の確保を図るため、野生動物対策及び家畜衛生対策、ナッジ手法に知見を有する有識者等からなる事業推進委員会を設置し、必要な指導・助言及び取組の評価を得る。

2. 理解度の収集・分析

ボトルネック調査

- ・市民が行う交差汚染防止の取組について、その理解や行動変容の障害を把握するための調査。
- ・東京都及びその隣接県の野生イノシシ生息域で実施する野外活動地を調査場所とする。

ナッジ資材等の設計・作成

- ・把握したボトルネックを受けて、交差汚染防止について、市民の行動変容を促すためのナッジ資材を設計。
- ・資材は動画とし、ナッジ資材とダミー資材を作成。

ナッジ資材の効果検証①

- ・第1回目の効果検証として、ナッジ資材とダミー資材によるA/Bテストを実施。その上で今後の交差汚染防止対策の実施意向を調査。

ナッジ資材の効果検証②

- ・第2回目の効果検証として、第1回目の調査回答者を対象とした交差汚染防止対策の実施行動を把握するための調査。

3. 情報発信の強化

イベント

東京都及びその隣接県を対象として
1カ所で10月頃に実施予定。

①トークイベント

- ・野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の交差汚染防止対策の理解醸成を目的とする。
- ・18才以上のアウトドア活動者を対象とする。

②クイズイベント

- ・野生イノシシの生態やアフリカ豚熱、交差汚染防止などの情報提供を目的とする。
- ・小学1年生以上を対象とする。

広告

日本国内を対象として
10月頃に実施予定。

①動画広告（ナッジ資材を使用）

- ・野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の交差汚染防止対策の理解醸成を目的とする。
- ・18才以上のアウトドア活動者を対象とする。

②記事広告

- ・野生イノシシの生態を含むアフリカ豚熱対策の情報提供を目的とする。
- ・18才以上のアウトドア活動者を対象とする。

動画広告

サイト
誘導

記事広告

効果測定

- ・情報接触人数
- ・視聴回数
- ・広告接触後の反響

等

複数の広告手法を組み合わせたメディアミックスにより、相乗効果を高めるとともに、動画広告等のWeb媒体では反応等の効果測定を実施。

(5) 野生イノシシのアフリカ豚熱防疫体制の整備・推進

○ 野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業（新規）

【令和4年度補正予算額 37百万円】

<対策のポイント>

野生動物へのアフリカ豚熱の侵入は、畜産業のみならず、ジビエ等の地域産業に甚大な影響をもたらすため、**野生動物間での家畜疾病の感染予防及びまん延防止の対策**の実施に必要な**人材の育成・強化**に取り組むとともに、登山等による**入山者とのリスクコミュニケーション**を推進します。

<事業目標>

- ①野生動物を対象とした防疫体制の整備の推進
- ②一般の入山者における野生動物対策の理解醸成の推進

<事業の内容>

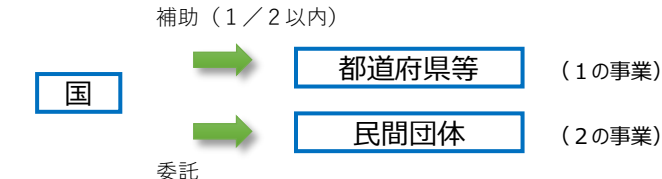
1. 野生動物を対象とした家畜疾病対策の人材の育成・強化 11百万円

- ① 野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**地域の狩猟者や森林作業員などの山林関係者と家畜衛生関係者との連携体制**を構築する取組を支援します。
- ②交差汚染防止技術や野生動物の死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）等の**実地演習の実施**により、**野生動物を対象とした防疫対策に資する人材の育成・強化**を図る取組を支援します。

2. 情報発信の強化 26百万円

野生動物だけでなく、人やモノを介したウイルスの運搬による野生動物間の感染の予防及びまん延防止のため、**登山等の一般の入山者への情報発信を強化し、リスクコミュニケーションを推進**します。

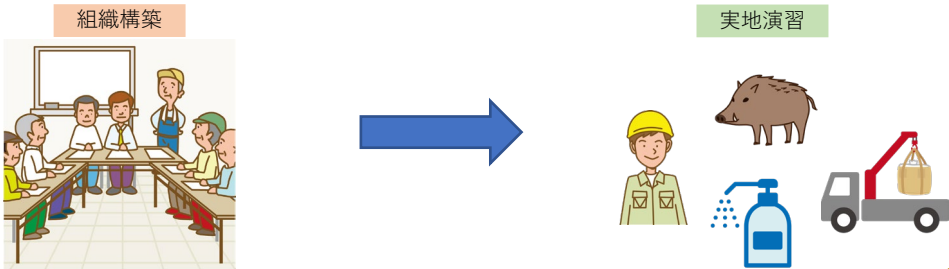
<事業の流れ>



<事業イメージ>

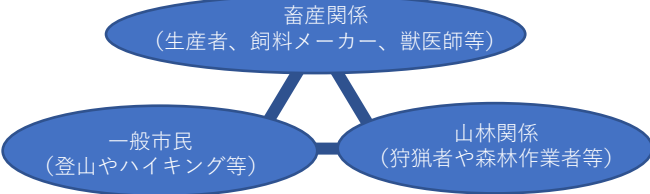
1の事業

- 狩猟者や森林作業員等との連携を図るための組織の構築。
- 各地域で適切な死体の処理が行えるよう実地演習を実施。



2の事業

- 野生動物対策が実効あるものとなるよう、一般市民を対象としたプロモーションやリスクコミュニケーションを実施。



【お問い合わせ先】消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

(6) 野生イノシシのアフリカ豚熱防疫体制の整備・推進に必要な研究

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業 野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究

研究期間：令和5～7年度、令和5年度経費限度額：30,000千円

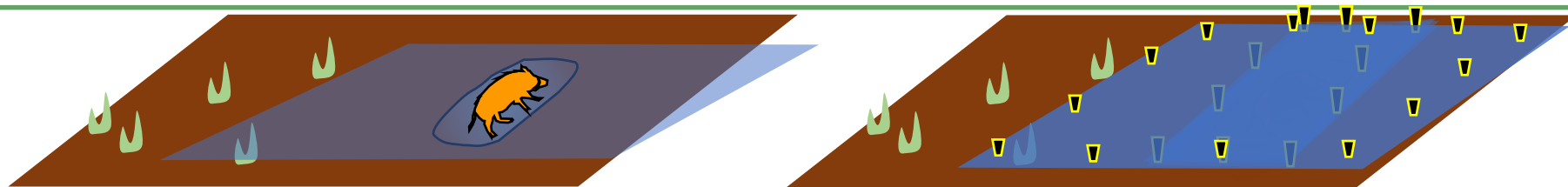
現状・課題

- ・アフリカ豚熱が世界的に感染拡大する中で、新型コロナ感染が落ち着き、海外からの旅行客が増加。**アフリカ豚熱対策の具体化が急務。**
- ・アフリカ豚熱は豚・イノシシに**伝染性が強く、致命的**であり、有効で安全な**ワクチンが実用化されておらず**、**豚における最強・最悪の伝染病**とも呼ばれている。
- ・野生イノシシで感染が拡大すると、飼養豚への感染リスクが高まるため、**野生イノシシ対策が極めて重要。**
- ・**短時間で死亡、ウイルスは死体中でも長期間活性を保有**する。したがって、特に発生初期において**野生イノシシの感染死体を迅速・安全に処理する防疫対応が必要。**
- ・一方、迅速な防疫対応には、**我が国への侵入を迅速に検出し、感染範囲を特定**するために、**サーベイランスが重要。**しかし、特に死体の検査は、腐敗等により**採材及び検査が困難**な場合が多く、**検査系のさらなる改善が必要。**

必要な研究

アフリカ豚熱の防疫措置の具体化に資する実証的研究が急務

- ①野生イノシシの**死亡個体**の耳片由来材料（時間が経過したもの）を用いた**アフリカ豚熱及び豚熱の高感度検査法の開発・実証**
- ②野生イノシシ**捕獲個体**の止め刺し後の死体からの**微量血液採取・検査法の開発・実証**
- ③山林等の搬送が困難な場所での**野生イノシシの死体処理方法についての検証を野外及び実験室内での実証**
- ④各都府県での**防疫体制確保・検査体制に関する実態調査**により**妥当性を検討**し、これに基づく**検証・分析、さらに普及研究**



- ・死体の搬出困難な場所を想定した、塩素系のジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・生分解性シートを用いた手法

8. 今後の野生イノシシにおける豚熱・アフリカ豚熱対策の方針について

（１）サーベイランス【豚熱・アフリカ豚熱】

飼養豚へのワクチン接種や野生イノシシへの経口ワクチン散布等、戦略的・緊急的な対策を実施するためにも、検査目標が未達な県について、検査数の増加を要請。
また、全国的な検査体制の強化を踏まえ、引き続き、検査における質的な面の強化を進める必要がある（年間を通じた検査数の安定的確保、検査対象地域の偏りの是正等）。

また、豚熱の陽性割合が増加している地域及びその周辺地域の感染状況については注視し、分析を進めていく必要がある。

リアルタイムPCRによる検査の導入を促進し、死体における検査の促進のための研究を進め早期に実用化すること等により、アフリカ豚熱の監視体制の強化を推進する。
引き続き、都府県を含む関係者との意見交換等を通じて、検査現場での問題・要望を把握し、必要な検査手法の改良を動物衛生研究部門等の協力を得て推進し、速やかに現場に反映させる。

また、遺伝子検査に併せて、抗体検査も進めていく必要がある。

死体の検査対応強化のため、研究事業（RS短期：令和5～7年度）の研究項目として、死体の耳片を用いた検査の実用研究を進める。

豚熱感染確認区域の野生イノシシのジビエ利用要件をまとめたジビエ利用の手引き（令和5年4月改正）に基づく検査対応を推進する。

（２）捕獲の強化【豚熱・アフリカ豚熱】

環境省や都道府県、猟友会等、関係機関と連携し、引き続き捕獲の強化を図る。

(3) 経口ワクチン【豚熱】

経口ワクチンについては、養豚場等への感染リスクの低減を目的とした散布方法について具体化した経口ワクチン野外散布指針（令和5年3月改正）に基づく散布を進める。

事業執行の枠組みを変更。

(4) 感染防止のための周知等の推進【豚熱・アフリカ豚熱】

引き続き、省庁間連携の強化を進めるとともに、都道府県と連携して、野生イノシシの捕獲・狩猟従事者へ映像資材や漫画資材の活用により、交差汚染防止対策の周知を行う。

また、登山者等の山林に立ち入る一般の住民を対象とした対策として、交差汚染防止対策の周知・理解醸成にとどまらず、行動変容も視野に入れ、情報発信の強化等の取組を進める。

令和4年度食料・農業・農村基本計画調査委託事業（ナッジ手法を活用した野生動物対策の検証）を発展させ、令和4年度補正予算（令和5年度に繰り越し）による「野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築委託事業」の委託メニューとして行う、理解度の収集・分析及び情報発信の強化に係る委託事業（26百万円）を行う（入札不落により再公募の予定）。

(5) 野生イノシシのアフリカ豚熱感染確認時の防疫措置の具体化【アフリカ豚熱】

我が国の野生イノシシ群にアフリカ豚熱が侵入した場合における防疫措置の具体化のため、本年度中に、防疫指針に基づく「基本方針」をとりまとめる。

このため、第1回目の提言募集（期限2月15日）の結果を精査し、速やかに案に反映させる。

令和4年度補正予算（令和5年度に繰り越し）による「野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築委託事業」の補助メニュー「都府県による演習等の事業（人材育成・強化）」について積極的に都府県の参加を促すとともに、都府県の事業実施に当たっては積極的に連携して対応する（事業を活用せず自主的な実施を行う場合についても、積極的に県との連携・協力により推進。）。

また、基本方針での対応をよりの確なものとするため、研究事業（RS短期：令和5～7年度）を推進。